

政

令

厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年八月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百四十五号

厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第四項及び第五項並びに第二十一條第四項並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條の二」を「第三十九條」に、「第八十四條」を「第八十四條の二」に改める。

第三條中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とする。

第六條中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第十五條第一号中「こと」の下に「職業安定局の所掌に属するものを除く。」を加える。

第十六條中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同條第十六号中「他局の」を「他の」に改め、同号を同條第十七号とし、同條第十五号の次に次の一号を加える。

十六 厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第十八條の見出し及び同條第一項中「政策立案総括審議官」を「統計・政策立案総括審議官」に、「医薬産業振興・医療情報審議官」を「医薬産業振興審議官」に改め、同條第四項中「政策立案総括審議官」を「統計・政策立案総括審議官」に改め、受けて、の下に「厚生労働省の所掌事務に関する統計に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに」を加え、同條第七項中「医薬産業振興・医療情報審議官」を「医薬産業振興審議官」に改め、「保健医療に係る情報化」を削る。

第十九條第一項中「十人」を「七人」に改める。

第三十一條中「八課及び参事官一人」を「九課」に、「医療経営支援課」を「医療経営改革課」に、「医薬産業振興・医療情報企画課」を「医薬産業振興企画課」に改める。

第三十三條第二号中「医療監視員及び」を削り、「こと」の下に「医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関することを除く。」を加え、同條第五号から第八号までを削り、同條第九号中「こと」の下に「（その勤務環境の改善に関することを除く。）」を加え、同号を同條第五号とし、同條第二十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同條の次に次の一条を加える。

（医療経営改革課の所掌事務）

第三十三條の二 医療経営改革課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病院、診療所及び助産所における業務の効率化並びに病院、診療所及び助産所における医師、歯科医師その他医療関係者の勤務環境の改善に関すること（他局及び人材開発統括官並びに医事課の所掌に属するものを除く。）。

二 医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。

四 医療を受ける者に対する当該医療に関する情報の提供に関すること（地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。

五 医療監視員に関すること。

六 医療法人に関すること。

七 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二章第二節に規定する医薬、歯科医薬又は助産師の業務等の広告に関すること。

九 医療法第十五條の三の規定による病院、診療所又は助産所の業務の委託に関すること。

十 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査及び同法第二十條の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関すること（病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関することに限り、職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。

十二 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二條第一項第二号に規定する業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等の開設者に係るものに限る。）及び同項第十二号に規定する業務に関することに限る。）。

第三十四條（見出しを含む。）中「医療経営支援課」を「医療機構運営支援課」に改め、同條中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号を削る。

第三十五條第一号中「他局」の下に「及び医療経営改革課」を加え、同條第二号中「こと」の下に「医師にあつては医療法第百四條から第百五十條までの規定による労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮及びその健康の確保に関する措置に関すること以外のその勤務環境の改善に関することを、医師以外の医療関係者にあつてはその勤務環境の改善に関することを除く。」を加え、同條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 遠隔の地にある患者に対する医療を提供する体制に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第三十六條第二号中「こと」の下に「（これらの者の勤務環境の改善に関することを除く。）」を加える。

第三十七條第一号中「こと」の下に「（これらの者の勤務環境の改善に関することを除く。）」を加え、同條第二号中「地域医療計画課」を「医療経営改革課」に改める。

第三十八條（見出しを含む。）中「医薬産業振興・医療情報企画課」を「医薬産業振興企画課」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同條第七号中「地域医療計画課」を「医療経営改革課」に改め、同号を同條第六号とする。

第三十九條に次の一号を加える。

六 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第三十九條の二を削る。

第五十條中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同條第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同條第四号とする。

第六十六條第六号及び第十号中「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システムの整備及び管理」に改める。

第七十三條中「九課及び一室」を「十課及び参事官一人」に、「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第七十四條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを削り、同條第八号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同條第四号とする。

第七十五條第五号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第七十七条第一号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）に基づく職業訓練受講給付金に関すること。

第七十九条第一号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第八十条第二号中「総務課」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 雇用管理の改善に関すること（雇用管理の改善に関する政策の企画及び立案に係る基礎的な調査に関すること並びに人材開発統括官並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第八十条第九号中「総務課の所掌に属するものを除く。」を削る。

第八十四条（見出しを含む。）中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改め、同条第二号中「情報」の下に「（政府が行う職業紹介及び職業指導に関する情報に限る。）」を加え、同条第四号中「職業安定局」を「第二号に掲げる事務その他の職業安定局」に、「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システムの整備及び管理」に改め、第一章第二節第三款第六目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第八十四条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること（人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二 介護労働者の雇用管理の改善に関すること。

三 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

四 公共職業安定所のあつせんにより公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受ける者及び当該職業訓練を修了した者並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関すること（人材開発統括官及び雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。

第八十八条中「七課」を「六課」に改め、「医療介護連携政策課」を削る。

第九十九条第一号中「（医療介護連携政策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号中「他課」を「高齢者医療課及び調査課」に改め、同条中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること（医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下この条及び第二百二十一条において「高齢者医療確保法」という。）第七條第二項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この号において同じ。）が保有する診療並びに健康診査及び保健指導に係る情報の活用に関すること、医療保険者における情報処理の高度化の推進に関すること並びに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う同条第四項に規定する審査及び支払に関する事務に係る情報処理の高度化の推進に関することを除く。）。

四 高齢者医療確保法第八條第一項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第九條第一項に規定する都道府県医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第十八條第一項に規定する特定健康診査等基本指針及び高齢者医療確保法第十九條第一項に規定する特定健康診査等実施計画に関すること（高齢者医療確保法第十六條第一項に規定する医療保険等関連情報に関する事務を除く。）。

第二百二十條第五号中「連結情報提供」及び「支払基金電子診療録等情報管理業務」を削り、「支払基金電子処方箋管理業務、介護保険法第六十條第三項に規定する介護保険関係業務及び医療機関等情報化補助業務」を「及び介護保険法第六十條第三項に規定する介護保険関係業務並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。次条第二号において「医療介護総合確保法」という。）第二十五條第一項に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」に改める。

第二百二十一條第二号中「連結情報提供、連合会電子診療録等情報管理業務、連合会電子処方箋管理業務及び」を削り、「並びに」を「並びに医療介護総合確保法第三十六條に規定する連合会連結情報提供業務、連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関すること並びに」に改める。

第二百二十一條の二第五号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この条及び次条第三号において「高齢者医療確保法」という。）を「高齢者医療確保法」に改める。

第二百二十一條の三を削る。

第二百三十條第三号中「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システム」に改める。

第三百十一條第一項中「五人」を「九人」に改める。

附則第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及び第三條 削除

附則第五條を次のように改める。

第五條 当分の間、第二百二十條第五号中「次条第二号」とあるのは「以下この号及び次条第二号」と、「第二十五條第一項」とあるのは「第二十五條第一項（医療介護総合確保法附則第一条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。」とする。

（社会保障審議会令の一部改正）

第二條 社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一号中「厚生労働省医政局総務課」を「次のイからハまでに掲げるものの区分に応じ、当該イからハまでに定める課」に改め、同号に次のように加える。

イ 医療法第四条の二第二項の承認に係るもの 厚生労働省医政局地域医療計画課

ロ 医療法第四条の三第一項の承認に係るもの 厚生労働省医政局研究開発政策課

ハ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第四十六條第五項の規定による命令に係るもの 厚生労働省医政局医療経営改革課

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年八月四日から施行する。

（介護保険法施行令の一部改正）

2 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第三十二号中「第五号及び第七号並びに第三十四條第二号」を「並びに第三十三條の二第一号、第三号、第七号及び第十一号」に改める。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗